十六　昼間障害標識に関すること。
十七　電話による航空路航空情報に関すること（航空交通管制部長が空港事務所長に委任した場合に限る。）。
（削る）

2　仙台空港事務所、成田空港事務所、東京空港事務所、大阪空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の管制保安部は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一～九　（略）

3　仙台空港事務所、成田空港事務所、東京空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の管制保安部は、前二項に規定するもののほか、管制情報処理システム施設に関する工事及び保守に関する事務をつかさどる。

4　東京空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の管制保安部は、前各項に規定するもののほか、新千歳空港事務所の管制保安部は、第一項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

5　東京空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の管制保安部は、前各項に規定するもののほか、仙台空港事務所の管制保安部は、第一項から第三項までに規定するもののほか、ターミナル・レーダー管制業務に関する事務をつかさどる。

（削る）

6　東京空港事務所の管制保安部は、前各項に規定するもののほか、仙台空港事務所の管制保安部は、第一項から第三項まで及び前項に規定するもののほか、成田空港事務所の管制保安部は、第一項から第三項までに規定するもののほか、国際航空通信施設の工事及び保守に関する事務をつかさどる。

（新設）

（新設）

2　新千歳空港事務所、仙台空港事務所、成田空港事務所、東京空港事務所、中部空港事務所、大阪空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の管制保安部は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一　電話による航空情報（電話による飛行場航空情報及び電話による航空路航空情報を除く。）に関すること。

二　航空路管制業務を行う機関と航空機との航空交通管制及び航空機の位置通報に関する連絡に関すること（航空路管制業務を行う機関又は航空機からの要請により行うものを除く。）。

3　仙台空港事務所、成田空港事務所、東京空港事務所、中部空港事務所、大阪空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の管制保安部は、前二項に規定するもののほか、関西空港事務所の管制保安部は第一項に掲げるもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一～九　（略）

4　仙台空港事務所、成田空港事務所、東京空港事務所、中部空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の管制保安部は、前三項に規定するもののほか、関西空港事務所の管制保安部は、第一項及び第三項に規定するもののほか、管制情報処理システム施設に関する工事及び保守に関する事務をつかさどる。

5　東京空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の管制保安部は、前各項に規定するもののほか、新千歳空港事務所の管制保安部は、第一項及び第二項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

6　東京空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の管制保安部は、前各項に規定するもののほか、仙台空港事務所及び中部空港事務所の管制保安部は、第一項から第四項までに規定するもののほか、関西空港事務所の管制保安部は、第一項、第三項及び第四項に規定するもののほか、ターミナル・レーダー管制業務に関する事務をつかさどる。

7　東京空港事務所、福岡空港事務所及び那覇空港事務所の管制保安部は、前各項に規定するもののほか、大阪空港事務所の管制保安部は、第一項から第三項までに規定するもののほか、新千歳空港事務所の管制保安部は、第一項、第二項及び第五項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一　航空灯火その他の電気施設（航空保安無線施設、航空通信施設、レーダー並びに航空交通情報システム施設及び管制情報処理システム施設を除く。）に関する工事、運用及び保守に関すること（航空衛星センターの所掌に属するものを除く。）。

二　航空灯火の設置及び管理の監督に関すること。

三　類似灯火の制限に関すること。

四　昼間障害標識に関すること。

8　東京空港事務所の管制保安部は、前各項に規定するもののほか、仙台空港事務所の管制保安部は、第一項から第四項まで及び第六項に規定するもののほか、成田空港事務所の管制保安部は、第一項から第四項までに規定するもののほか、国際航空通信施設の工事及び保守に関する事務（航空路監視レーダー事務所の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。